

調査・研究ノート

水田農業の担い手についての考察

一 はじめに

米政策の全般にわたって論議がすすめられた「生産調整にかかる研究会」の「中間取りまとめ」では、消費者重視・需要に見合った米作り・地域の特色ある農業の展開と併せて「効率的・安定的経営体によって担われるよう水田農業の構造改革を早期に成し遂げることが喫緊の課題」としている。

そして、構造展望実現に向けた改革加速のための具体的政策を提示することとされている(一一月末には大綱が示される予定)。改めて構造展望の内容を整理すると、平成二二年の農業の担い手は、家族農業経営と法人・生産組織の約四〇万経営体とされている。そのうち水田農業の担い手は、経営規模一四ha程度で八万戸程度の効率的・安定的な家族経営および法人・生産組織となり、これらの経営体に経営耕地(自作地+借入地)の六割が集積されることが「望ましい農業構造」とされる。

「米については依然として経営規模の小さい多数の農家が生産の多くを担っており、構造改革が著しく遅れている状況」(一三年度白書)にあり、今後「育成すべき経営体」に施策を集中・重点化させ改革を促進

するとしている。目指す方向は農業構造の大改革であり、生産現場でのスムーズな改革のための綿密な具体的対策が求められている。本稿は今後の担い手の展開を検討する前提として、二〇〇〇年センサスをベースに担い手構造の変化を簡単に整理、今後の方向付けについて若干考察してみた。

二 大規模農家・法人等農業事業体の動向  
農業構造の動向

まず農業全般をみると、総農家戸数は

三二二万戸で三二万戸減少(九%)している。特に販売農家(二三四万戸)が一%と大幅に減少する一方で、自給的農家(七八万戸)は一%の微減に止まっている。また、専業別にみると、専業農家は四三万戸で横ばいであり、兼業農家が一四%減少している。ただし、専業農家のうち男子生産年齢層のいる農家が二四万戸から二〇万戸に大幅に減少している。また、兼業農家のうち第一種兼業農家は五〇万戸から三五万戸に、また第二種兼業農家は一七三万戸から一五六万戸にいずれも大幅に減少している。特に第二種兼業農家において、世帯主兼業主が大幅に減少している反面、世帯主兼業主が二二万戸から三五万

戸に大幅に増加していることは、農外就業先のリタイア等による事情が想定され、専業農家の動向と合わせ農業就業者の高齢化の進行を示すものである。

大規模農家の動向

販売農家のうち田のある農家数でみると二〇八万戸で二九万戸減少している。このうち大規模層を五ha以上層としてこの層をみると、農家戸数六万戸、戸当たり平均耕地面積は七haで戸数は七%、耕地面積は一五%増加している。全体の田の借入耕地面積は三六万haで七万ha増えている。大規模層の借入面積は五割以上増加しており、田の借入が大規模層にシフトした形で行われたことが伺える。また農作業の請負も増えており、大規模層のほぼ半数の農家が農作業を受託している。

ちなみに、センサスでは契約生産農家数・環境保全型農業への取組農家数を調査しているが、稲作での契約生産農家は(販売目的)水稲作付農家の五%で、環境保全型への取組農家は同一五%となっている。

農業事業体の動向

また、販売を目的とする農家以外の農業事業体(以下事業体)は七、五〇〇で、千経営体増加している。うち田のある事業体は約三千、経営耕地面積は三三三haであり、借入耕地の増加により経営耕地面積は倍増している。

また契約生産を行っている事業体は、田

のある事業体の一二%、環境保全型農業へ取り組んでいるのは同二五%となっている。

総農家数の減少・高齢化の進行等農業の衰退が言われているなか、借地の増加により大規模農家・事業体の経営耕地面積は徐々に増加しており、担い手の構造は着実に変化している。しかし、現状では大規模農家は田のある農家の三%、経営耕地面積は二〇%にとどまり、また農業事業体数もなお少数である。

(注) 増減は九五年センサスとの比較

### 三・集落営農について

集落営農の明確な定義はない。その取組内容は、集落単位での実施と構成員が兼業農家多数あるいは全部という点は共通している。しかし、経営の主宰が個別農家に帰属する機械の共同利用・共同農作業の形態、作業受託型の形態、収支プール計算を行っている協業経営体形態あるいは集落ぐるみの法人化により組織経営体としている形態まで多様である。取組みの経緯、自治体等の指導のほか最終的には集落の実情と構成員の意向によって取組み方の相違が出ている。統計によれば集落営農は平成十二年では全国で約一万、全国の集落数の七%で行われている。地域別には北陸・近畿・中国でその割合が高い。また規模的には参加農家数と耕地面積でみると、「一〇戸〜二九戸」が約半数で、主要作物を水稻とする割合が七割を占める。また単独

集落で構成されているものが八割あり、小規模農家で構成される集落ぐるみの営農集団といえる。

また、北陸農政局の調査(平成一三年)で取組み動機をみると、「農業機械への過剰投資の回避」「土地基盤整備の実施」「転作への対応」であり、その活動内容は「作付地の団地化等の土地利用調整」「農業用機械を共同所有しオペレーター組織あるいは参加農家が共同利用」が多い。大区画圃場整備の進行による自己所有の小型機械から共同所有の大型機械へ移行、あるいは集団転作への対応が契機となっている。さらに評価する点は、「生産コストの低減」「共同作業による高齢者作業負担の軽減」などであり、集落営農の取組みにより「集落内のまとまりが良くなり親睦や連帯感が深まった」「集落活動への参加が増えた」等集落活動の活性化をあげている。集落営農は、小規模農家の営農を継続したいという意向と、集落ぐるみでの営農継続により集落の伝統・文化を維持したいとの意向の現れでもある。

その特徴の一つは、集落の農地全体が面として(優良農地であると否にかかわらず)まとまりをもって利用されていることであり、二つには、生産性の高さがある。

当研究所の調査でも、生産費・投下労働時間では全国平均の概ね六〜七割程度と大規模経営体並の生産性となっている。ただし、

集落営農が行われている地域がまだ一部に止まっており、また発展性について、現状維持を望む傾向が強く、「後継者としてのリーダー・オペレーターの確保」が問題点として共通するなど、将来的な継続性をどう図っていくかが課題であろう。

### 四・おわりに

WTO農業交渉が正念場を迎え、生産面の効率化は喫緊の課題である。あわせて新基本法の理念である「農業の持続的発展」「食料の安定供給確保」「多面的機能発揮」「農村振興」を展望できる担い手の育成も課題である。水田農業は用排水・農道管理等生産基盤の維持を集落の構成員の出役で担ってきた。現地調査で、「集落で担い手と認められなければ農業はできないよ」と認定農業者の方が言われたことが印象に残る。地域のそれぞれの条件により大規模農家・農業事業体・集落営農等担い手は様々であるが、地域・集落で認められた担い手に農地を面的なまとまりとして集積することが生産性向上のポイントである。そして、消費者の視点に立って安全・安心を追求した農作物を供給していくことが大切である。地域農業の継続に向け、どのように営農の将来像を描き、誰を担い手と認めて効率的な農業を実現していくか、地域農業の中核であるJAが行政等との連携により指導力を発揮していくことが期待されている。

(鶴澤伸一郎)